



太陽光発電設備は償却資産（固定資産税）の申告が必要です

■償却資産の申告が必要な太陽光発電設備とは？

事業の用に供することができる太陽光発電設備は償却資産の申告対象になります。

※ 屋根や野立てなど設置場所を問わず申告対象です。

※ 太陽光発電設備とは、太陽光パネルだけでなく架台・送電設備・電力量計など設置・送電を行うための全ての償却資産のことを言い、これら全てが申告対象となります。

※ 野立ての場合、フェンスや舗装などの外構工事も申告対象となります。

■課税標準の特例について

一定の要件を満たす設備については、課税標準の特例が適用されます。

※ 設備の取得時期により取扱いが異なりますのでご注意ください。

取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 令和4年3月31日
対象設備	固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備	自家消費型太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備の年間発電量がひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備）で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備 ※固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となります。	
特例割合	価格（評価額）の3分の2		発電出力1,000kw未満→3分の2 1,000kw以上→4分の3
適用期間	最初の3年度分		
添付書類	①経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知）」または「10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し ②電気事業者が発行する「電気供給契約に関するお知らせ」の写し	①一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し	

上記提出書類のほかにその他参考となる資料（配置図、設備仕様書等）を提出いただく場合があります。